

第4章

災害予防計画

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生時の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町、道及び国は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道、町及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 町

ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

イ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

ウ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

(1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。

(3) 地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

(4) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。

(5) 防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(6) 防災担当部署と福祉担当部署の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

(7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の

警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送施設、インターネットの活用
- (3) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (4) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (7) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (8) 学校教育の場の活用
- (9) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 広尾町地域防災計画の概要
- (2) 北海道防災基本条例の概要
- (3) 災害に対する一般的知識
- (4) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 船舶等の避難措置
 - カ 農作物の災害予防事前措置
 - キ その他
- (5) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領・方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア)（家庭内、組織内の）連絡体制
 - (イ) 気象情報の種別と対策
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ) 被災世帯の心得
- (6) 災害復旧措置

- ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (7) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

6 防災教育に役立つホームページ

- (1) ほっかいどうの防災教育 (<http://kyouiku.bousai-hokkaido.jp/wordpress/>)
このポータルサイトから、防災学習に活用するテキストや防災教材のダウンロードが可能であるとともに、防災教育の取組事例や全道各地で開催される防災イベントや研修会などの防災教育情報が発信されている。
- (2) NHKそなえる防災 (<http://www.nhk.or.jp/sonae/>)
日頃の防災に役立つ知識や情報がわかりやすく紹介されている。

7 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

2 町及び防災関係機関の行う訓練

町及び訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

この場合、積雪・寒冷期において災害が発生した場合を想定した訓練の実施について検討するものとする。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 災害通信連絡訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 避難救助訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 防災図上訓練
- (8) 救出救護訓練
- (9) その他災害に関する訓練

3 民間団体等の連携

道、町及び防災関係機関は、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び避難行動要支援者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象区域に所在する学校等（児童生徒）を

含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

4 学校における津波防災訓練の実施等

避難対象区域に所在する学校は、津波警報等の発表を想定した津波防災避難訓練を実施するものとする。また、町、道及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

5 複合災害に対応した訓練の実施

町は、防災関係機関と連携し、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

震災時は、被災地域における流通機能が停止したり、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが懸念されることから、「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に鑑み、町民は日頃から、被災直後に必要な物資を備えておくことが重要である。

しかしながら、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想される。このため、町は、町民自らが非常用持出品として食料品等の備蓄をすることを基本としつつ、非常用持出品を持ち出せなかった避難者のための食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を「広尾町災害時備蓄計画」に基づき備蓄を行い、町内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、備蓄量等の把握に努める。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 食料や防災資機材の確保

広尾町災害時備蓄計画「2 基本的な考え方について」に基づき、自助・共助・公助が互いに連携しながら次の事項にも留意し、物資の確保を図るものとする。

また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

- (1) 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。
- (2) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。
- (3) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。
- (4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。

2 備蓄物資の管理

災害時に備蓄物資を使用するのは主に地域住民であることから、備蓄物資の保管場所を熟知してもらうことや、資機材の使用方法を習得してもらうことが大切である。

このため、備蓄倉庫の管理方法や役割分担について、地域住民や関係機関と十分に協議を行い、管理方法などをまとめたマニュアル作成等を行い、災害時の対応が速やかに行えるよう地域が主体となった備蓄倉庫の適正な管理を促進する。

災害時における備蓄物資保管倉庫一覧

地 域	住 所	備 考
市街地域	西4条9丁目2番地（旧広尾小学校）	
市街地域	丸山通南6丁目1番地（丸山寿の家敷地内）	
市街地域	公園通北2丁目51番地（青少年会館）	
市街地域	公園通南4丁目1番地1 （健康管理センター）	
市街地域	丸山通北4丁目32番地（広北児童館）	
市街地域	東1条11丁目18番地（老人福祉センター）	
市街地域	西1条5丁目2番地（旧広尾保育所）	
音調津	字音調津153番地（スキー場跡地）	
音調津定置番屋	字音調津926番地（音調津定置番屋付近）	
桜	字茂寄南1号18番地の2（広尾町葬斎場敷地内）	
桜	字美幌（海産干場付近）	
桜	字フンベ（海産干場付近）	
山フンベ	字茂寄南5線7番地先（山フンベ集会所）	
中広尾	字茂寄番外地（海産干場付近）	

3 備蓄等

町による備蓄品目については、災害発生後に、行政機関等からの物資が届くまでの間、避難住民にとって必要不可欠な食料、生活必需品としてあらかじめ選定する。

(1) 備蓄品目

広尾町災害時備蓄計画「3 備蓄品目と目標数量」に基づき備蓄し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(2) 整備計画

広尾町災害時備蓄計画「4 備蓄整備計画」に基づき整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。

4 町民による非常用持出品

非常用持出品については、普段購入しているものでも震災時には十分足りることを様々な方法により継続的に周知し、家庭内備蓄の充実を図るものとする。また、自主防災組織等の平常時の活動においても広報を行い、各家庭や地域における備蓄を促進する。

(1) 非常用持出品の備蓄

各家庭では、次のものを非常用持出品として備えることが必要である。また、非常用持出品は、直ちに持ち出せるようリュックサックなど持ち運びしやすいものに収納することが大切である。

【最低限必ず備蓄するもの】

- ・食料
- ・飲料水（長期（3～5年）保存可能なもの）
- ・ラジオ
- ・懐中電灯

【その他の備蓄品】

・毛布、タオル、ティッシュ、救急医薬品、常備薬（メモでもよい）、老眼鏡、携帯電話充電器、ライター、軍手など

(2) 備蓄食料の条件

次のような条件を満たしたものが、備蓄食料として適している。

- ア 日常生活にも使え、なおかつ長期間保存に耐えられるもの（乾物類は日本の伝統食品で保存日数も長く栄養もある。）
- イ 調理にあまり手間のかからないもの
- ウ 持ち運びに便利なもの
- エ 必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

(3) 家庭での備蓄に適した食料・飲料水

特別に災害用食料を用意しなくても、普段購入しているものを上手に活用することで、まかなうことができる。

栄養バランスを配慮し、かつ家族の好みに合うものを、普段から購入するよう、心がけることが必要である。飲料水は、1人1日3リットルが目安になる。

例) レトルト主食（白米、五目御飯、白粥）、米、冷凍めん、個包装もち、粉類（小麦粉、ホットケーキミックス）、乾パン、即席めん、ビスケット、クラッカー、せんべい、シリアル類、乾めん、缶詰、レトルト料理

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、総合防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

(1) 広尾町

ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

(2) 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

(1) 町及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

(2) 町は、道及び指定地方行政機関と連携し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(3) 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(4) 町及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(5) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、広尾町地域防災計画等に、災害ボランティアセンターを運営する者（広尾町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、広尾町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

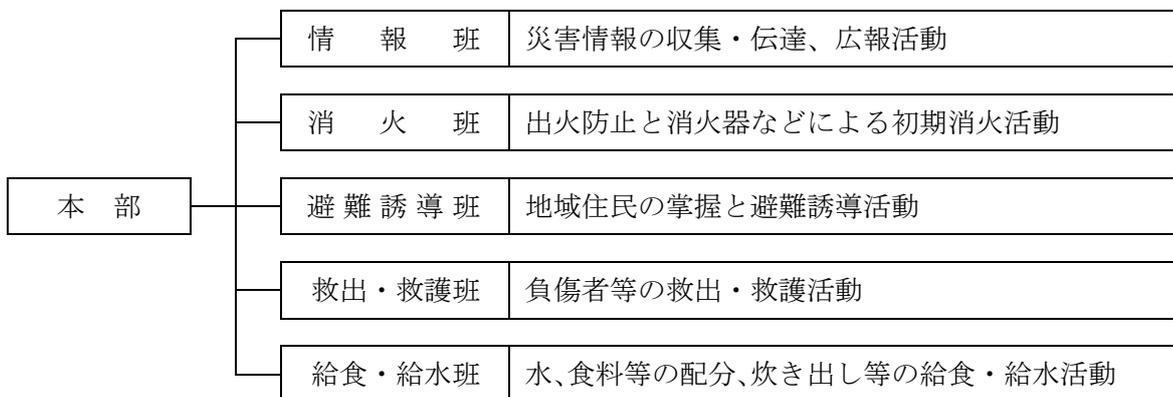
町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、道は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ町の担当者研修会や研修の実施等により北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及に当たっては、北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成や、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

(1) 組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うため、基本的な組織編成の形態を次の通りとし、組織内の役割分担を明確化するものとする。



(2) 組織の活動

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 地域の災害危険の把握
- (ウ) 防災訓練
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災資機材等の備蓄

イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集と伝達
- (イ) 出火防止と消火器などによる初期消火
- (ウ) 地域住民の掌握と避難誘導
- (エ) 救出・救護
- (オ) 給食・給水

(3) 自主防災組織の育成指導

町長は、防災思想の普及とともに、自主防災組織の普及啓発のため、町内会組織等への働きかけを行い、組織化及び組織の育成指導を図るものとする。

2 事業所等の自主防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

(オ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(カ) 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、医療施設等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D o はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

4 住民組織等の活用

災害時において災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長が災害の状況により必要と認めた場合は、次の住民組織に対し災害対策活動の応援協力を要請する。

- (1) 避難場所内の奉仕及び被災者の世話
- (2) 応急炊出し
- (3) 義援金品の募集及び整理
- (4) 救援物資の支給、清掃及び防疫の奉仕
- (5) その他救助活動で町長が協力を求めた事項

(平成31年4月1日現在)

組 織 名	組織人員	連 絡 方 法	任 務
広尾町町内会連合会	37	電話または広報車	災害対策活動の応援
広尾町町内会女性部連絡会	36	〃	〃
広尾町交通安全協会	43	〃	〃
音調津婦人防火クラブ	18	〃	〃

第4章 災害予防計画

広尾町赤十字奉仕団	21	〃	〃
-----------	----	---	---

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- (2) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (4) 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (5) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (6) 町及び道は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- (7) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。

2 緊急避難場所の確保等

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘察し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、緊

急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

基準		異常な現象	崖崩れ 土石流 地滑り	大規模な 火事	洪水	高潮	内水氾濫 (※1)	噴火に伴い 発生する 火山現象 (※2)	津波	地震
管理の基準		居住使用者等に解放され、居住者等受入用部分(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの * 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる								
施設の 構造の 基準 又は 立地の 基準	構造 (A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a 2) 異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上障害のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a 1)							施設が地震に対して安全な構造なものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a 3)	
	(A)・(B) いずれに 該当	立地 (B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある							当該場所又はその周辺に、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道などの排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

(北海道地域防災計画を参考に作成)

- (2) 学校を緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町は、緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 避難所の確保等

- (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、避難所として指定する。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構 造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

(2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を福祉避難所として指定する。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。

(3) 緊急避難場所と避難所は相互に兼ねることができる。

(4) 町は、避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。

ア 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

イ 特別養護老人ホーム等の施設を活用し、避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(5) 避難所の管理者は、廃止、改築等により当該避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

(6) 町は、当該避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、避難所の指定を取り消すものとする。

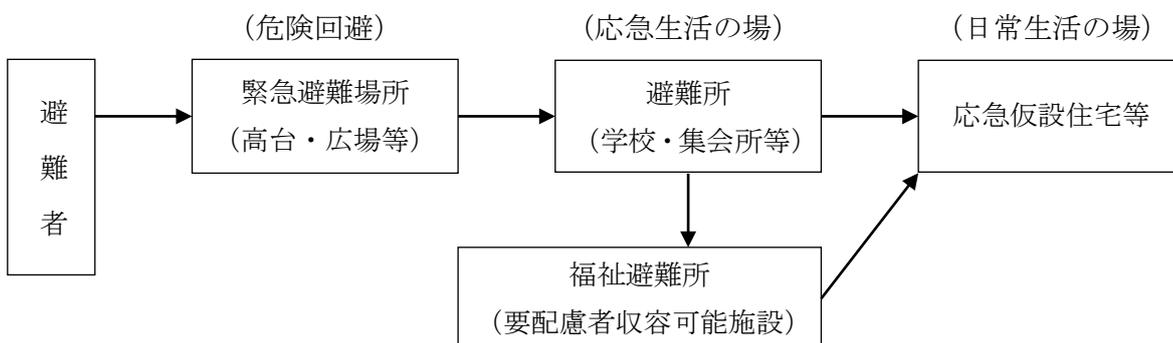
(7) 町は、避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

(8) 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しや

すい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(9) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

4 避難所の体系



5 避難場所の住民への周知

町は、住民に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 避難場所の周知

- ア 避難場所の名称及び所在地
- イ 避難対象地域の地区割り
- ウ 避難場所への経路及び誘導方法
- エ 避難時の携帯品等及び注意事項

(2) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法
- イ 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品
- ウ 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など

6 町における避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民への周知

町は、避難指示等を一般住民に対して発令するとともに、要配慮者・支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪

水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、迅速・的確な避難行動に結びつける伝達内容・方法を明確にしたマニュアル等の作成に努めるものとする。

町は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ・Web ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町は、住民の円滑な避難を確保するため、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

- エ 避難対策を所管する職員等の配置及び連絡体制
- オ 避難場所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (ア) 給水、給食措置
 - (イ) 毛布、寝具等の支給
 - (ウ) 衣料、日用必需品の支給
 - (エ) 冷暖房及び発電機用燃料の確保
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
 - (カ) 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備
- カ 避難場所の管理に関する事項
 - (ア) 避難中の秩序保持
 - (イ) 住民の避難状況の把握
 - (ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - (エ) 避難住民に対する各種相談業務
- キ 避難に関する広報
 - (ア) 防災行政無線等による周知
 - (イ) 緊急速報メールによる周知
 - (ウ) SNS を活用した周知
 - (エ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - (オ) 避難誘導者による現地広報
 - (カ) 住民組織を通じた広報

(4) 避難所運営

避難所運営において、市町村は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

(5) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報の取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把

握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

7 防災上重要な施設の管理者

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所
- (2) 避難経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

8 公共用地等の有効活用への配慮

町は、北海道財務局及び道と連携し、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難場所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 町の対策

町は、企画課や保健福祉課をはじめとする関係各課の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している福祉関係者等と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

ア 避難行動要支援者に係る重要事項の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を本計画に定める。

イ 要配慮者の把握

町は、保健福祉課における要介護高齢者や障がい者等の要配慮者に関する情報を整理、把握しておく。また、難病患者に関わる情報等、町で把握していない情報について必要がある場合は、道に対して、情報提供を求めるものとする。要配慮者及び避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。

要配慮者	避難行動要支援者
以下の台帳を利用し把握する。 ア 介護保険受給者台帳 イ 身体障害者手帳交付台帳 ウ 療育手帳交付台帳 エ 精神保健福祉手帳交付台帳	要配慮者には、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性の少ない人も相当数含まれていることから、要配慮者や家族等の支援者となることが想定される人などの生活実態に照合し、被災リスクが高いと判断すべき要配慮者を避難行動要支援者とする。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、上記表に基づき要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

設定要件	①要介護認定3～5を受けている者 ②身体障害者手帳1・2級を所持する身体障がい者 ③療育手帳Aを所持する知的障がい者 ④精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者 ⑤65歳以上の一人暮らし高齢者 ⑥75歳以上の高齢者のみの世帯 ⑦上記以外で支援が必要と認める者
------	---

記載事項	ア 掲載者の氏名 イ 性別 ウ 生年月日（年齢） エ 住所 オ 連絡先 カ 避難支援等を必要とする事由、また、その等級や様態 キ 同居支援者の有無、また限定的であるかなどの生活実態 ク 必要とする避難支援の概要
------	--

エ 避難支援関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障がい者団体、福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

オ 個別避難計画の作成

企画課、保健福祉課をはじめとする関係部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉部門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画につ

いては、避難行動支援計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。作成に当たって次の事項に留意するものとする。

- (ア) 避難支援関係者と連携した個別避難計画の策定
- (イ) 具体的な支援方法に関する調整
- (ウ) 避難行動要支援者と避難支援関係者のマッチング
- (エ) 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

カ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。ただし、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

キ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

ク 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対して主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

ケ 福祉避難所の指定

町は、特別養護老人ホーム、健康管理センター、障がい者支援施設等の施設を活用し、避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難場所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定するものとする。

2 乳幼児対策

(1) 乳幼児、保護者、保育職員に対する防災教育

防災訓練や防災講座、防災パンフレット等により乳幼児、保護者、保育職員の防災

意識の向上を図る。

(2) 地域ぐるみの避難援助体制づくり

家庭や保育施設における避難体制を迅速にするため、地域の防災訓練等を通じて町内会や保育施設を有する事業所等、地域ぐるみでの乳幼児避難援助体制の確保に努める。

(3) 施設の安全確保

保育所の施設については、施設内の電気器具や窓ガラス及び備品等に対する安全対策に努める。

3 高齢者、障がい者等対策

(1) 防災意識の普及・啓発

高齢者や障がい者等及びその介護者に対して、災害時に適切な行動がとれるように、啓発パンフレット配布等による防災教育を徹底するとともに、防災に関する相談や助言について積極的に行う。

(2) 家屋の屋内の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等にとっては、災害に備えて家屋や居室内の安全確保をすることは極めて重要である。

このため、居室内の家具の転倒防止器具等の取り付けの奨励や安全対策に努める。

4 援助活動

(1) 避難行動要支援者の安否確認

町は、災害発生後、直ちにあらかじめ把握している避難行動要支援者の安否確認に努める。

(2) 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を保護した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、避難所への移動、病院への移送及び施設等への緊急入所の措置を講ずる。

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

町は在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

町は救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村へ応援を要請する。

道は、災害発生時に町において福祉避難所を開設した場合、町の要請に応じて必要な人材の派遣に努めるものとする。

5 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- (1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実
- (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

1 防災会議構成機関

- (1) 災害時において停電の発生も想定し、情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ防災会議会長に報告するものとする。
- (2) 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

2 町、道及び防災関係機関

- (1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- (2) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、IP通信網等の有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- (3) 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防ぎよするため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

1 現 状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に対する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

2 予防対策

(1) 火災への予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

(2) 地震への予防対策

建築物の耐震診断及び耐震改修を推進し、地震に対する安全性の確保に努めるものとする。

(3) がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第10節 消防計画

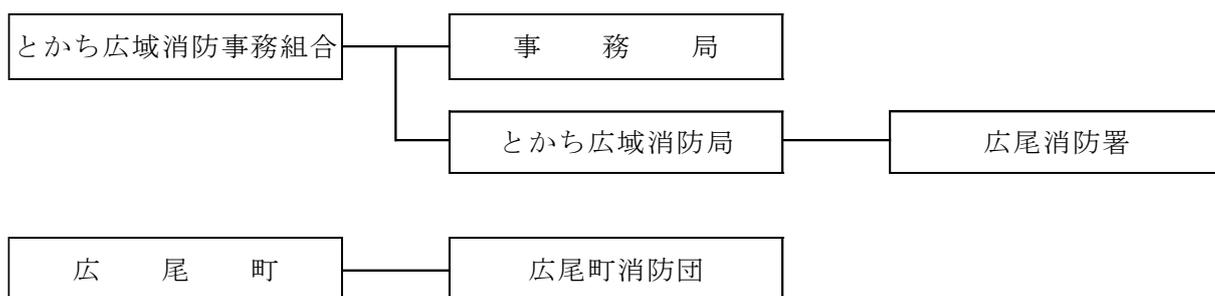
消防の任務は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

1 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うための機構は、とちぎ広域消防本部等の設置等に関する条例、とちぎ広域消防事務組合消防署の組織に関する規程、広尾町消防団条例の定めるところにより、平常時における消防行政事務事業を円滑かつ迅速に行う。

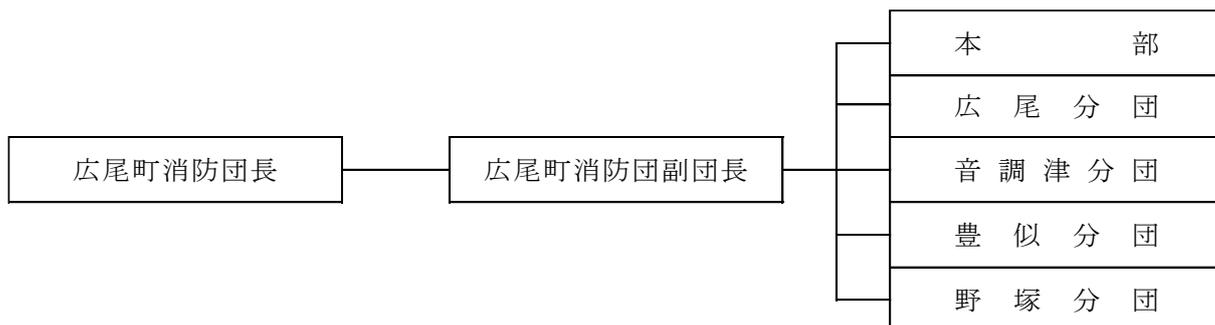
ア 消防組織機構



イ 広尾消防署機構



ウ 広尾町消防団機構



(2) 非常災害時の組織機構

非常災害時の消防機関は、災害防ぎょ活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防隊を編成し、事務分掌はとちかち広域消防事務組合消防計画（以下「組合計画」という。）の定めるところによる。

(3) 非常災害時の定義

非常災害時とは、原則として全署員及び団員を招集し、又は他の消防機関等にも応援を求めなければならないような災害等で、次に掲げる場合をいう。

ア 異常気象により災害が発生し、又は発生するおそれ大きいとき。

イ 地震により家屋等の倒壊のため人的被害が大きいとき又は火災が発生したとき。

ウ 大規模な爆発又は危険物による災害その他大規模な事故が発生したとき又は発生が予想されるとき。

エ 災害対策本部が設置されたとき。

オ 異常事象等により指揮本部が必要と認めたとき。

2 災害予防計画

災害を未然に防止するため、予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立指導等、防災思想の普及に努める。

(1) 予防査察

査察については、特殊防火対象物の防火管理体制の整備指導及び乳幼児、高齢者、障がい者等からの焼死者防止対策の徹底等を目的として防火査察、指導を計画的に実施して火災等の未然防止を推進する。

(2) 防災思想の普及

ア 諸行事による普及

火災予防運動を実施し、各事業所に対する防災に関する研修会及び消防訓練の指導並びに防火チラシ、ポスター等の防火資料を配布して防火思想の普及徹底に努める。

イ 民間防火組織による普及

婦人防火クラブ、幼年消防クラブ等の結成促進を通じ積極的に防火思想の普及拡大に努める。

ウ 防火組織の育成指導

各防火協力団体に対して研修会、講習会、防火映画の開催、消火・避難の訓練、指導等防火組織の育成強化に努める。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を实

施し、危険物の製造、貯蔵取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会等を通じて防火・防災思想の向上とその対策を推進する。

3 消防体制の整備

(1) 消防計画整備方針

町は、消防の任務を遂行するため、本計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう広尾町消防計画の一層の充実を図る。

(2) 消防計画の作成

町は、(1)の方針により火災予防及び火災防ぎょを中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた、業務全体に係る消防計画を作成するものとする。

(3) 消防の対応力の強化

町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第三次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努めるものとする。

4 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

(1) 消防施設の配備

(平成30年3月1日現在)

区 分	水槽車	タンク車	ポンプ車	小型動力	救急車	広報車	救工車	資機材車	その他の車
広尾消防署 (広尾分団)	1	3	1	2	2	1	1	1	4
音調津分団		1		3				1	
野塚分団		1		1					
豊似分団		1	1						
計	1	6	2	6	2	1	1	2	4

(2) 水利の配備

(平成30年3月1日現在)

区 分	消 火 栓	防 火 水 槽	計
広尾消防署 (広尾分団)	84	57	141
音調津分団	2	4	6
野塚分団		7	7
豊似分団	8	9	17
計	94	77	171

5 消防職員及び消防団員の教育訓練

町及び道は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び町において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

6 警報発令伝達

(1) 火災警報発令条件

とちち広域消防局長は、消防法第22条第2項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令することができる。

ア 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が40パーセント以下で最大風速が毎秒7メートルを超える見込みのとき。

イ 平均風速毎秒10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

ウ 気象特報が発表され、現にその状況により火災予防上必要と認めたとき。

(2) 警報の伝達及び周知

火災警報を発令した場合の伝達及び周知の方法は、組合計画に基づき行うものとする。

(3) 解除

とちち広域消防局長は、気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除しなければならない。

7 警防活動

火災等の警戒及び鎮圧のため、概ね次の警防活動を行う。

(1) 消防職員、消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職員、消防団員を招集して、消防隊を編成し、消防力の強化を図る。また、火災等の出動は組合計画に基づく出動区分によるものとする。

(2) 救助及び救急活動

災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送するための活動は、とちち広域消防局救急業務規程の定めるところによる。

(3) 避難誘導

住民及び罹災者等の避難誘導等は、組合計画に基づくものとする。

(4) 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害の防止に努める。

8 相互応援

(1) 消防機関は、不測の大規模災害及び境界地域における火災被害を最小限にとどめるため、災害時において、必要に応じ、「とちち広域消防事務組合消防機関の相互協力に関する規程」及び「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関へ応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

(2) 消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

9 その他

この節に定めるもののほか消防計画について必要な事項は、とちぎ広域消防事務組合消防計画によることとする。

第 1 1 節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

1 現 況

本町の河川は、2級河川の広尾川をはじめ多くの河川があるが、このうち、特に降雨、融雪等で河川が増水、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想される危険予想区域は次のとおりである。

(令和6年3月1日現在)

番号	危 険 区 域						予想される被害				整備計画	
	地区名	水系名	河川名	流心距離(km)	危険区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	音調津	音調津川	準用音調津川	河口から1.0	両岸500	決壊漏水	45			流木	町	実施済
2	茂寄中広尾山フンベ	広尾川	東広尾川	合流点から3.0	両岸200	決壊漏水	9	1	1	流木	町	実施済
3	茂寄中広尾	広尾川	西広尾川	合流点から13.0	両岸13,000	決壊漏水				流木	道	実施済
4	中広尾	広尾川	広尾川	河口から0.25	両岸250	決壊漏水				流木	道	実施済
5	新生	楽古川	楽古川	河口から7.6	両岸7,600	決壊漏水				流木	道	実施済
6	豊似	豊似川	豊似川	河口から32.0	両岸32,000	決壊漏水				流木	道	実施済
7	紋別東豊似	紋別川	紋別川	河口から18.0	両岸18,000	決壊漏水				流木	道	実施済

2 予防対策

- (1) 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

- (2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

3 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した広尾町水防計画の定めるところによる。

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

1 予防対策

国、道及び町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道森林管理局、北海道

海岸線及び内陸部における風害（霧害を含む）を防ぐため、防災林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

(2) 北海道

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の成育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

(3) 北海道、広尾町

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

(4) 広尾町、施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については、次に定めるところによる。

1 気象情報の収集

町は、釧路地方気象台・帯広測候所の発する予警報及び情報等を収集する。

2 実施者と作業基準

(1) 国道（北海道開発局帯広開発建設部）

除 雪 目 標	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。冬期間24時間体制で除雪作業を行い、交通を確保する。
---------	---

(2) 道道（北海道十勝総合振興局帯広建設管理部）

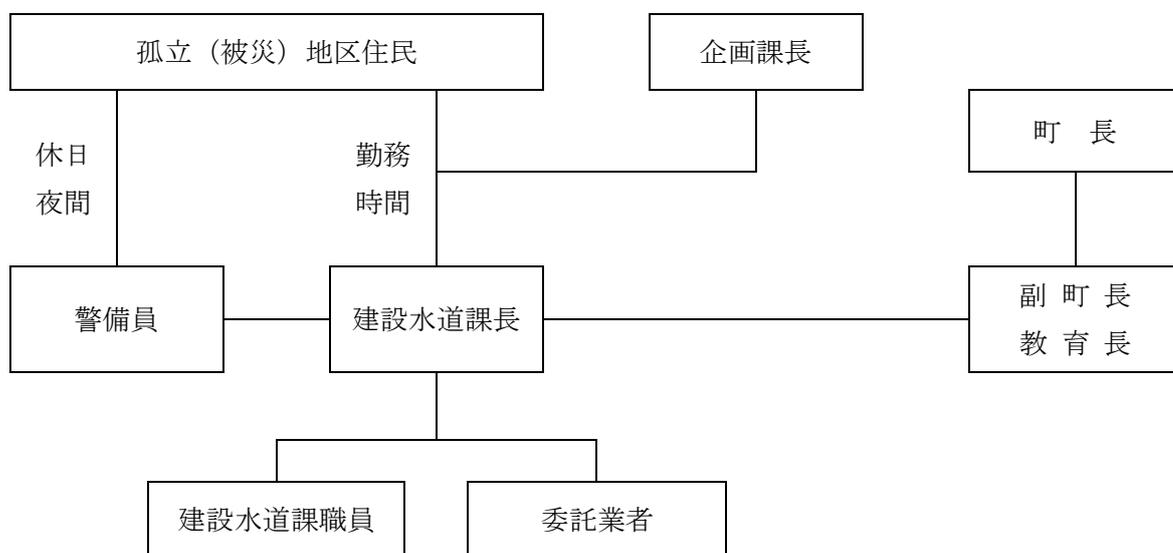
種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台／日以上	2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台／日以上 1,000台／日未満	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台／日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。 状況により1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 町道（広尾町建設水道課）

種 類	除 雪 目 標
1次路線	通学路、生活道路等を優先に、交通を安全に確保する。
2次路線	1次路線開通後除雪する。

※ 町道の除雪基準は、降雪量10cm程度を目安として出動する。

3 雪害情報連絡体制



4 除雪車両配置計画

(令和6年1月5日現在)

車 種	区 域	備 考
除雪ダンプ (町)	広尾市街・紋別	1台
除雪ダンプ (町)	広尾市街・東豊似	1台
除雪ダンプ (町)	広尾市街・楽古・上野塚	1台
グレーダー (町)	広尾市街	1台
タイヤショベル (町)	広尾市街	2台
ロータリー車 (町)	広尾町内全域	1台
ロータリー車 (町)	広尾市街 (歩道)	1台
除雪専用車 (委託)	広尾市街	3台
除雪専用車 (委託)	広尾市街・山フンベ	1台
除雪専用車 (委託)	新生・本野塚	1台
除雪専用車 (委託)	紋別・スクールバスゾーン	1台
ショベル (委託)	音調津、美幌、浜フンベ	1台
ショベル (委託)	中広尾	1台

車 種	区 域	備 考
ショベル (委託)	広尾市街	12台
ショベル (委託)	豊似市街	1台
ショベル (委託)	野塚市街	1台
ロータリー車 (委託)	広尾市街 (歩道)	2台
ブルドーザー (委託)	雪捨場	1台
計 33台		

5 なだれ警戒対策

住民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生予想箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は自己の業務所管区域のなだれ発生予想箇所に標示板による表示を行う等の措置を講じ、巡視の強化を図るものとする。町長は、現地状況調査及び孤立地区との連絡の必要があると判断した時は、除雪機械等を出動させ、事態に対処するものとする。

なだれ発生予想箇所、孤立予想地区

雪 害 別	地 域 等
なだれ発生予想箇所	フンベ、美幌、音調津、ルベシベツ、上浜、入舟町、西広尾、会所前4丁目
孤立予想地区	フンベ、美幌、音調津、ルベシベツ

6 交通規制

広尾警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要に応じ通行の禁止、駐停車禁止等の交通規制等の措置を講ずるものとする。

7 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する予報（注意報を含む）、警報並びに現地状況を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

8 積雪時における消防対策

積雪時に火災等が発生した場合、消防署長は町に対し、火災発生の場所等について連絡し、消防活動が容易にできるよう除雪の依頼をする。

町はこの依頼を受けたときは除雪車を優先的に現場に出動させ、消防活動の確保に努めるものとする。

第14節 融雪災害予防計画

1 気象情報の把握

融雪期においては、地域内の積雪状況を的確に把握するとともに、融雪災害に関する気象等特別警報、警報、注意報、低気圧の発生及び経路、降雨及び気温の上昇等の気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及びなだれ、地すべり、山崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に査察し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町（建設水道課、農林課）及び消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町（建設水道課、農林課）は、関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町（建設水道課、農林課）は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により、河川、導水路等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に、河川、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪

道路管理者は、なだれ、積雪、結氷、滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

4 水防資機材の整備、点検

広尾町（建設水道課）及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的に実施するため、融水出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材所有者等と十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

5 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

6 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難指示等を発令できるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- (7) 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- (9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第15節 高波・高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

1 概況

高波・高潮・津波等危険区域及び整備計画は、次のとおりである。

(令和元年9月1日現在)

番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
1	紋別	3,840	3,840		高波津波 4.0			採石場1	道	海岸法	S36. 5.30	1228	○		道 (建設部)	一部 実施
2	野塚	9,526	9,526		高波津波 4.0			採石場2	道	海岸法	S36. 5.30	1228	○		道 (建設部)	一部 実施
3	モヨリ	1,966	1,730		高波津波 4.0			国道336号 1,000m	道	海岸法	S36. 5.30	1228	○		道 (建設部)	計画 なし
4	浜フンベ	2,090	2,090		高波津波 4.0	10		国道336号 600m	道	海岸法	S36. 5.30	1228	○		道 (建設部)	計画 なし
5	オナオベツ	1,930	1,930		高波津波 4.0	3		国道336号 1,000m	道	海岸法	S36. 5.30	1228	○		道 (建設部)	計画 なし
6	音調津	600	360		高波津波 4.0	20		国道336号 1,000m	道	海岸法	S36. 5.30	1228	○		道 (建設部)	計画 なし
7	ツマラス	320	320		高波津波 4.0			国道336号 1,500m	道	海岸法	S36. 5.30	1228	○		道 (建設部)	計画 なし
8	モイゲシ	1,170	1,170		高波津波 4.0			国道336号 1,000m	道	海岸法	S36. 5.30	1228	○		道 (建設部)	計画 なし
9	ルベシベツ	2,430	2,430		高波津波 4.0			国道336号 1,000m	道	海岸法	S36. 5.30	1228	○		道 (建設部)	計画 なし
10	タンネソ	3,660	3,660		高波津波 4.0			国道336号 500m	道	海岸法	S36. 5.30	1228	○		道 (建設部)	計画 なし
11	上浜入舟町	2,100			高波津波 4.0	58									十勝港 管理者	長期 計画
12	美幌	1,178			高波津波 4.0	18			道	海岸法	S36. 5.30	1228	○		道 (建設部)	整備 済
13	オリコマナイ	1,350	1,350	115	高波津波 4.0				道	海岸法	S36. 5.30	1228	○		道 (建設部)	整備 済

2 予防対策

- (1) 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の

確立を図るものとする。

- (2) 住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、本計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第16節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

1 概況

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は、別表1のとおりである。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域及び整備計画は、別表1-1のとおりである。
- (3) 土石流危険区域及び整備計画は、別表1-2のとおりである。

別表1 土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和3年2月1日現在)

番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
1	急傾斜地の崩壊	・東1条5～9丁目 ・会所前2、3丁目 ・本通5、9丁目	広尾入舟町	I-8-29-2675	平成26年 9月5日	○	
2	急傾斜地の崩壊	・丸山通南4～5丁目 ・白樺通北1丁目 ・字茂寄	広尾丸山通 南5丁目	I-8-25-2671	平成31年 3月29日	○	○
3	急傾斜地の崩壊	・会所前1～3丁目 ・会所通 ・東1条5丁目	広尾二見町 ・海岸町	I-8-27-2673	平成31年 3月29日	○	○
4	急傾斜地の崩壊	・西3条3～4丁目 ・西4条5丁目 ・字茂寄南	広尾西4条5丁目	I-8-28-2674	平成31年 3月29日	○	○
5	急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄3	I-8-33-2679	平成31年 3月29日	○	○
6	急傾斜地の崩壊	・字ヲナヲベツ	広尾美幌1	I-8-37-2683	平成31年 3月29日	○	○
7	急傾斜地の崩壊	・字野塚 ・字野塚西通 ・字野塚本通	広尾野塚	II-8-37-2044	平成31年 3月29日	○	○
8	急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・紅葉通北1丁目 ・紅葉通南1丁目	広尾紅葉通北1丁 目1	II-8-38-2045	平成31年 3月29日	○	○
9	急傾斜地の崩壊	・西3条3丁目 ・字茂寄南	広尾西3条3丁目	II-8-41-2048	平成31年 3月29日	○	○
10	急傾斜地の崩壊	・西3条2丁目 ・字茂寄南	広尾西3条2丁目	II-8-42-2049	平成31年 3月29日	○	○
11	急傾斜地の崩壊	・並木通東1丁目 ・東3条12丁目 ・会所前4丁目	広尾並木通東1丁 目1	II-8-43-2050	平成31年 3月29日	○	○
12	急傾斜地の崩壊	・東3条11丁目 ・東3条12丁目 ・会所前4丁目	広尾東3条11丁 目1	II-8-44-2051	平成31年 3月29日	○	○
13	急傾斜地の崩壊	・東3条11丁目 ・会所前4丁目	広尾東3条11丁 目2	II-8-45-2052	平成31年 3月29日	○	○
14	急傾斜地の崩壊	・西1条1丁目 ・西2条1丁目 ・字茂寄南	広尾茂寄6	II-8-48-2055	平成31年 3月29日	○	○
15	急傾斜地の崩壊	・西1条1丁目 ・会所前1丁目 ・字茂寄南	広尾茂寄8	II-8-49-2056	平成31年 3月29日	○	○
16	急傾斜地の崩壊	・字モエケシ	広尾モエケシ1	II-8-53-2060	平成31年 3月29日	○	○

番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
17	急傾斜地の崩壊	・字モエケシ	広尾モエケシ2	Ⅱ-8-54-2061	平成31年 3月29日	○	○
18	急傾斜地の崩壊	・紅葉通北1丁目 ・紅葉通南1丁目 ・字茂寄	広尾紅葉通南1丁目	Ⅲ-8-10-711	平成31年 3月29日	○	○
19	急傾斜地の崩壊	・並木通東1～2丁目 ・会所前4～5丁目	広尾並木通東1丁目2	Ⅲ-8-12-713	平成31年 3月29日	○	○
20	急傾斜地の崩壊	・東2条10～11丁目 ・東3条11丁目 ・会所前4丁目	広尾東2条11丁目	Ⅲ-8-14-715	平成31年 3月29日	○	○
21	急傾斜地の崩壊	・西2条1丁目 ・西3条2丁目 ・字茂寄南	広尾茂寄10	Ⅲ-8-15-716	平成31年 3月29日	○	○
22	急傾斜地の崩壊	・字茂寄南 ・陣屋 ・西4条5～6丁目	広尾茂寄11	Ⅲ-8-16-717	平成31年 3月29日	○	○
23	急傾斜地の崩壊	・陣屋 ・字茂寄 ・紅葉通北1丁目	広尾陣屋	I-8-26-2672	令和2年 3月27日	○	○
24	急傾斜地の崩壊	・東1条9丁目 ・東2条10丁目 ・会所前4丁目	広尾東2条10丁目	I-8-30-2676	令和2年 3月27日	○	○
25	急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・字茂寄南3線	広尾茂寄7	I-8-34-2680	令和2年 3月27日	○	○
26	急傾斜地の崩壊	・字フンベ ・字茂寄	広尾フンベ1	I-8-35-2681	令和2年 3月27日	○	○
27	急傾斜地の崩壊	・字フンベ ・字茂寄	広尾フンベ2	I-8-36-2682	令和2年 3月27日	○	○
28	急傾斜地の崩壊	・字美幌	広尾美幌2	I-8-38-2684	令和2年 3月27日	○	○
29	急傾斜地の崩壊	・字音調津	広尾音調津1	I-8-39-2685	令和2年 3月27日	○	○
30	急傾斜地の崩壊	・字ルベシベツ	広尾ルベシベツ	I-8-40-2686	令和2年 3月27日	○	○
31	急傾斜地の崩壊	・並木通西3丁目	広尾並木通西3丁目	Ⅱ-8-40-2047	令和2年 3月27日	○	○
32	急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄9	Ⅱ-8-46-2053	令和2年 3月27日	○	○
33	急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄4	Ⅱ-8-47-2054	令和2年 3月27日	○	○

第4章 災害予防計画

番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
34	急傾斜地の崩壊	・字チェシウス	広尾フンベ3	Ⅱ-8-50-2057	令和2年 3月27日	○	○
35	急傾斜地の崩壊	・字美幌	広尾美幌3	Ⅱ-8-51-2058	令和2年 3月27日	○	○
36	急傾斜地の崩壊	・字音調津 ・字ヲシラベツ ・字ヲリコマナイ	広尾音調津2	Ⅱ-8-52-2059	令和2年 3月27日	○	○
37	急傾斜地の崩壊	・字モエケシ	広尾モエケシ3	Ⅱ-8-55-2062	令和2年 3月27日	○	○
38	急傾斜地の崩壊	・並木通東2～3丁目 ・会所前4～5丁目	広尾並木通東3丁目1	Ⅱ-8-88-2411	令和2年 3月27日	○	○
39	急傾斜地の崩壊	・並木通西4丁目	広尾並木通西4丁目	Ⅲ-8-11-712	令和2年 3月27日	○	○
40	急傾斜地の崩壊	・並木通東3～4丁目 ・会所前5～6丁目	広尾並木通東3丁目2	Ⅲ-8-13-714	令和2年 3月27日	○	○
41	急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄12	Ⅲ-8-17-718	令和2年 3月27日	○	○
42	急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・字茂寄南3線	広尾茂寄13	Ⅲ-8-18-719	令和2年 3月27日	○	○
43	急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・字茂寄南3線	広尾茂寄14	Ⅲ-8-19-720	令和2年 3月27日	○	○
44	急傾斜地の崩壊	・紅葉通南1丁目 ・字茂寄	広尾茂寄5	Ⅲ-8-20-721	令和2年 3月27日	○	○
45	急傾斜地の崩壊	・白樺通南3～4丁目 ・字茂寄	広尾茂寄南1	Ⅲ-8-21-722	令和2年 3月27日	○	○
46	急傾斜地の崩壊	・茂寄南3線	広尾茂寄南3	Ⅲ-8-23-724	令和2年 3月27日	○	○
47	急傾斜地の崩壊	・字広尾 ・丸山通北6～7丁目	広尾丸山通北6丁目	I-8-24-2670	令和3年 1月22日	○	○
48	急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・丸山通南4丁目	広尾茂寄1	I-8-31-2677	令和3年 1月22日	○	○
49	急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・丸山通南3～4丁目	広尾茂寄2	I-8-32-2678	令和3年 1月22日	○	○
50	急傾斜地の崩壊	・字茂寄 ・白樺通南1丁目 ・紅葉通北1丁目	広尾白樺通北1丁目	Ⅲ-8-9-710	令和3年 1月22日	○	○
51	急傾斜地の崩壊	・字茂寄	広尾茂寄南2	Ⅲ-8-22-723	令和3年 1月22日	○	○

番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
52	土石流	・字ヲリコマナイ	ヲナヨベツ2の沢川	I-83-0020	平成31年 3月29日	○	
53	土石流	・字野塚13線 ・字野塚	楽古ニの沢川	I-83-0030	平成31年 3月29日	○	
54	土石流	・錦通南4丁目 ・字広尾	錦一の沢川	Ⅲ-83-003	令和2年 3月27日	○	
55	土石流	・公園通北4丁目 ・字広尾	第二小学校の沢川	Ⅲ-83-005	令和2年 3月27日	○	
56	土石流	・字茂寄支線	牧場一の沢川	Ⅲ-83-001	令和3年 1月22日	○	
57	土石流	・字茂寄支線	牧場二の沢川	Ⅲ-83-002	令和3年 1月22日	○	
58	土石流	・字広尾	錦二の沢川	Ⅲ-83-004	令和3年 1月22日	○	
59	土石流	・字広尾 ・丸山通南8～9丁目 ・白樺通北2丁目	丸山二の沢川	Ⅲ-83-007	令和3年 1月22日	○	
60	土石流	・字広尾 ・丸山通南8～9丁目 ・白樺通北2～3丁目	丸山三の沢川	Ⅲ-83-008	令和3年 1月22日	○	
61	土石流	・字モエケシ	モエケシ1の沢川	Ⅱ-83-0010	令和2年 3月27日	○	○
62	土石流	・丸山通南8丁目 ・丸山通北7丁目 ・字広尾	丸山一の沢川	Ⅲ-83-006	令和2年 3月27日	○	○
63	土石流	・字上トヨイ北	アイアン1の沢川	I-83-0040	令和3年 1月22日	○	○

別表1-1 急傾斜地崩壊危険区域及び整備計画 (令和3年2月1日現在)

番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	所在地	区域の名称	危険区域延長(m)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
												全部	一部		
1	丸山北	丸山北6丁目	280	14		町道大丸山2号道路									
2	丸山南	丸山南5丁目	185	5		町道桜が丘第2号幹線道路									
3	西広尾	陣屋	265	15		道道豊似 広尾線									

第4章 災害予防計画

番号	危険区域の現況			予想される被害			法令等における指定状況					整備計画			
	所在地	区域の名称	危険区域延長(m)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
												全部	一部		
4	上 浜	会所前1・2丁目	720	94		道道十勝港線 国道336号 町道会所前道路		道	急傾斜地法	S 45. 3. 31 S 46. 3. 31	711 1003		○	道(建設部)	一部実施
5	西4条	西4条5丁目	200	5										道(建設部)	
6	入舟町	会所前3丁目東1条	880	95		道道十勝港線 町道会所前3丁目道路		道	急傾斜地法	S 46. 3. 31 S 58. 6. 27	1252		○	道(建設部)	実施済
7	東2条	東2条10丁目	85	1	児童福祉会館	町道十勝港線道路									
8	丸山南4丁目	茂寄1	90	0		町道水道課横道路									
9	丸山南4丁目	茂寄2	80	0		町道水道課横道路									
10	茂 寄	茂寄3	35	0	十勝神社										
11	中広尾	茂寄7	85	5											
12	フンベ	フンベ1	210	18	フンベ会館	国道336号								道(建設部)	一部実施
13	フンベ	フンベ2	95	6		国道336号								道(建設部)	一部実施
14	美 幌	美幌1	140	9		国道336号								国	一部実施
15	美 幌	美幌2	190	16		町道美幌団地2号道路								道(建設部)	一部実施
16	音調津	音調津1	200	15				道	急傾斜地法	H 7. 4. 21	686			道(建設部)	実施済
17	ルベシバツ	ルベシバツ	145	8		町道ルベシバツ道路									
18	野塚	野塚	45	1											
19	紅葉通	紅葉通北1丁目1	50	2		道道町道									
20	並木通	並木通西3丁目	45	2											
21	西3条	西3条3丁目	70	1											
22	西3条	西3条2丁目	80	2											
23	並木通	並木通東1丁目1	80	2		町道									

番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	所在地	区域の名称	危険区域延長(m)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
												全部	一部		
24	東3条	東3条11丁目1	80	1		町道									
25	東3条	東3条11丁目2	60	2		町道									
26	茂寄	茂寄9	80	1											
27	茂寄	茂寄4	110	2											
28	茂寄	茂寄6	20	2											
29	茂寄	茂寄8	20	2											
30	フンベ	フンベ3	75	3		国道									
31	美幌	美幌3	25	3		国道									
32	音調津	音調津2	50	1		町道									
33	モエケン	モエケン1	20	1		国道									
34	モエケン	モエケン2	20	1		国道									
35	モエケン	モエケン3	25	1		国道									
36	並木通	並木通東3丁目1	10	1											
37	白樺通	白樺通北1丁目	140			町道									
38	紅葉通	紅葉通南1丁目	100			町道									
39	並木通	並木通西4丁目	110												
40	並木通	並木通東1丁目2	250			町道									
41	並木通	並木通東3丁目2	425												
42	東2条	東2条11丁目	100			町道									
43	茂寄	茂寄10	200												
44	茂寄	茂寄11	260												
45	茂寄	茂寄12	200												

第4章 災害予防計画

番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	所在地	区域の名称	危険区域延長(m)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
												全部	一部		
46	茂寄	茂寄13	220												
47	茂寄	茂寄14	100												
48	茂寄	茂寄5	185												
49	茂寄	茂寄南1	240			町道									
50	茂寄	茂寄南2	130			町道									
51	茂寄	茂寄南3	100												

別表1-2 土石流危険区域及び整備計画 (令和3年2月1日現在)

番号	危険区域の現況						予想される被害				整備計画			
	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 溪流番号	溪流概況 溪流長(km) 面積(ha)	砂防指定地 指定番号・ 年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	広尾町	モエケシ	モエケシ1の沢川	モエケシ1の沢川	モエケシ1の沢川	Ⅱ83-0010	0.5 0.23		3					
2	広尾町	オナオベツ	オナオベツ2の沢川	オナオベツ2の沢川	オナオベツ2の沢川	I83-0020	0.4 0.34		5	国道 0.1km		道(建設部)	一部実施	
3	広尾町	楽古	楽古2の沢川	楽古2の沢川	楽古2の沢川	Ⅱ83-0030	0.3 0.07		2			道(建設部)	一部実施	
4	広尾町	上豊似	豊似川	パンケンアイアン沢川	アイアン1の沢川	I83-0040	0.3 0.05		0			道(建設部)	一部実施	
5	広尾町	紅葉通南	広尾川	西広尾川	牧場一の沢川	準83-1	520 0.12		0					
6	広尾町	紅葉通南	広尾川	西広尾川	牧場二の沢川	準83-2	410 0.1		0					
7	広尾町	錦通南	楽古川	オピツマナイ川	錦一の沢川	準83-3	370 0.02		0					
8	広尾町	錦通南	楽古川	オピツマナイ川	錦二の沢川	準83-4	370 0.07		0					
9	広尾町	大丸山	楽古川	オピツマナイ川	第二小学校の沢川	準83-5	0.5 0.18		0			森林公園	道(建設部)	一部実施
10	広尾町	丸山通南	楽古川	オピツマナイ川	丸山一の沢川	準83-6	0.3 0.05		0					

番号	危険区域の現況								予想される被害				整備計画		
	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 溪流番号	溪流概況 溪流長 (km) 面積 (ha)		砂防指定地 指定番号・ 年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	そ の 他	実施 機関	概 要
11	広尾町	丸山 通南	楽古川	オピツ マナイ 川	丸山二 の沢川	準83-7	0.59	0.12		0					
12	広尾町	丸山 通南	楽古川	オピツ マナイ 川	丸山三 の沢川	準83-8	0.54	0.1		0					

2 予防対策

町及び道は、降雨などによる土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、ハード対策として、砂防などの事業による土砂災害対策を推進するとともに、ソフト対策として、住民や関係機関に土砂災害に関する啓発及び警戒避難体制の整備を推進するものとする。

また、「大雨警報（土砂災害）」や「土砂災害警戒情報」が発表されるなど、警戒レベル3以上に相当する情報が発表された場合には、避難情報の発令、情報の収集及び伝達、避難場所の開設、運営、要配慮者への支援を行うものとする。

(1) 土砂災害警戒区域等の周知

町は、防災関係機関等と連携し、土砂災害警戒区域等を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、町民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の整備

町は、降雨等により土砂災害が予想される場合、土砂災害に関する情報の収集をはじめ、土砂災害警戒区域等の監視並びに巡回等を行い、地域住民の安全確保を図るための体制の整備に努めるものとする。

ア 地域住民等の通報

土砂災害の被害の軽減を行うためには、前兆現象を察知し、速やかな警戒避難体制を確保しなければならない。そのためには、土砂災害警戒区域等の近隣の地域住民からの通報が重要となる。このことから、町は、前兆現象を察知した場合、町や防災関係機関への通報方法等について、地域住民へ普及周知を図るものとする。

イ 警戒避難体制の活動

土砂災害に関する気象情報等	活動内容
【警戒レベル2】 ・大雨注意報	(1) 情報収集 (2) 警戒活動準備
【警戒レベル3】	(1) 北海道士砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度

<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害の危険度分布 「警戒（赤）」 	<p>の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 巡視活動による情報収集 (3) 雨量の監視 (4) 避難場所の開設準備 (5) 高齢者等避難の発令判断及び防災行政無線等による避難情報伝達 (6) 要配慮者の支援体制の確保
<p>【警戒レベル4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害の危険度分布 「非常に危険（うす紫）」 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 巡視活動を強化 (2) 避難場所の開設 (3) 避難指示の発令及び防災行政無線等による避難情報伝達
<p>【警戒レベル5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害） ・土砂災害の発生 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急安全確保の発令判断、防災行政無線等による避難情報伝達 (2) 応急対策の準備

(3) 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

ア 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった場合に、町長が防災活動や町民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うことや町民の自主避難の判断等の参考となるよう、十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する情報で、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

なお、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象としていない。

イ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が協議して行う。

(ア) 発表基準

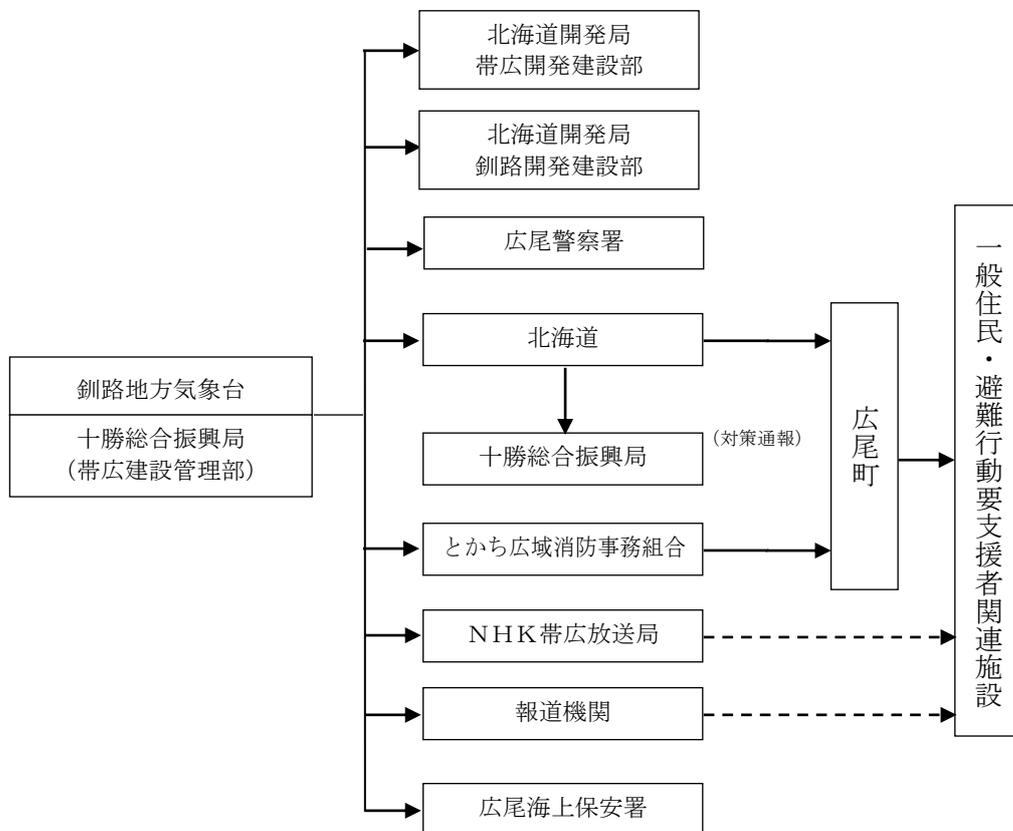
- a 大雨警報発表中に降雨の実況値及び数時間先までの予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合

(イ) 解除基準

- a 降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合
- b 無降雨状態が長時間続いている場合

ウ 土砂災害警戒情報の伝達

町は、土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに土砂災害警戒区域等の町民、町内会及び関係機関に伝達する。



(4) 避難指示等発令基準及び対象区域

土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難支持等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。

また、住民からの前兆現象等の通報や気象状況等の情報を総合的に勘案し、避難指示等の発令を判断する。

【警戒レベル3】 高齢者等避難	
発 令 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ② 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
対 象 区 域	<ul style="list-style-type: none"> ① 北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 ② 上記②の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等

【警戒レベル4】 避難指示	
発 令 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ② 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ③ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 <p>※夜間・未明であっても、発令基準例①～②又は⑤に該当する場合</p>

【警戒レベル4】避難指示	
	は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
対象区域	① 土砂災害危険度情報において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 ② 上記③～④の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等 ③ 上記⑤の当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）

【警戒レベル5】緊急安全確保	
発令基準	(災害が切迫) ① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 (災害発生を確認) ② 土砂災害が発生した場合
対象区域	① 土砂災害危険度情報において「災害切迫（黒）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 ② 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）

(5) 要配慮者への支援

土砂災害警戒区域等の避難行動要支援者を含む要配慮者への支援については、本章第7節「避難行動支援者等の要配慮者に関する計画」に定めるところによる。

また、土砂災害警戒区域等内に存在する要配慮者利用施設の管理者に対して、電話・FAX等により土砂災害警戒情報や避難情報等を確実に伝達する。

(6) 避難及び救助

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第5章第4節「避難対策計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立退きを勧告又は指示するとともに、関係機関に通知し、避難誘導等の協力を得るものとする。

3 形態別予防計画

(1) 土石流予防計画

住民に対し、土砂災害警戒区域等及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について周知・啓発を図るものとする。また、危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。

(2) 崖崩れ防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域等の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について周知・啓発を図るものとする。また、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（土壌の安定化、浮石等の除去、水路の清掃、自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。

4 北海道土砂災害警戒情報システムの活用

土砂災害警戒情報や土砂災害危険度情報等については、「北海道土砂災害警戒情報システム」を活用するものとする。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合は、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難経路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害による被害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立されることから、町及び防災関係機関は、本章第13節「雪害対策計画」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱第9に基づき、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- (2) 積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄

3 交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、国、道の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

- ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

- ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
- イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町は防災関係機関と連携して、積雪期において、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立に努める。

(2) 積雪期における避難場所、避難路の確保

町は、道及び防災関係機関と連携し、積雪期における避難場所、避難路の確保に努める。

(3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町は、道及び防災関係機関と連携し、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

5 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

(2) 避難場所対策

町は、避難場所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難場所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

町は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を

予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

(3) 避難場所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

町は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第18節 複合災害に関する計画

町、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- (3) 町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第19節 業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

2 業務継続計画（BCP）の策定

(1) 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、広尾町商工会は、町と連携して、事業継続力強化支援計画に基づく防災・減災対策の普及促進に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎およびその機能を確保するための情報通信設備や自家

発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。